

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

- 非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (職員厚生課) 一
- 消防学校移転整備事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格 (消防課) 二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室) 三
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (同) 三
- 県営土地改良事業の工事了了 (農村振興課) 三
- 保安林の指定の予定(五件) (森林整備課) 四
- 岸壁、物揚場及び棧橋の使用並びに廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (水産業基盤整備課) 五
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 六
- 道路の区域変更 (道路課) 七
- 港湾隣接地域の変更(二件) (港湾課) 七
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 八
- 土地改良事業の工事了了の届出 (大河原地方振興事務所) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (税務課) 九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (同) 一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (消防課) 一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (原子力安全対策室) 一五

議 会

教育委員会

- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表 一六
- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 一七
- 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則 一七
- 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則 一七

選挙管理委員会

- 平成十九年四月八日執行宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 一八

人事委員会

- 人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則 一九
- 人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を改正する規則 一九

監査委員

- 包括外部監査結果に関する報告の公表 一九

正 誤

- 宮城県公報第一九四九号中 一九
- 宮城県公報第一九五一号中 一九

告 示

○宮城県告示第四百九十号
平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年四月二十五日

表を次のように改める。
宮城県知事 村 井 嘉 浩

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四一四円	一三、五一二円
二十歳以上二十五歳未満	四、九六七円	一三、五一二円

二十五歳以上三十歳未満	五、八二七円	一三、七二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇〇円	一六、三九二円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇〇六円	二〇、〇七二円
四十歳以上四十五歳未満	七、二七三円	二一、六四六円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三五円	二四、一五七円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六九円	二四、三八〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二三、八九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、五五〇円	二二、一一〇円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇九〇円	一四、三五三円
七十歳以上	四、〇九〇円	一三、五二二円

○宮城県告示第四百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といふ。）第六百六十七条の五第一項の規定により、宮城県が発注する宮城県消防学校移転整備事業（以下「本事業」といふ。）について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」といふ。）に該当することから、本事業に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、資格要件を満たす者で本事業に参加しようとするものは、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認されなければならない。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当するものであること。

1 次の(一)及び(二)のいずれにも該当するものでないこと。

(一) 施行令第六百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格審査申請書（添付書類を含む。）()の中の重要な事

2 項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
参加を希望する業務の種類に応じた次の基準を満たす者

(一) 設計業務を担当する者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(二) 工事監理業務を担当する者

建築士法第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(三) 建設業務を担当する者

(1) 建築一式工事を担当する者

(イ) 業務の内容に応じた、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていること。

(ロ) 建築一式工事について、入札参加表明書受付締切日において直近の建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の結果の総合評価値が、九百五十点以上であること。

(2) 電気工事のみを担当する者

(イ) 業務の内容に応じた建設業法第三条第一項の許可を受けていること。

(ロ) 業務の内容に応じた建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていること。

(3) 管工事のみを担当する者

(イ) 業務の内容に応じた建設業法第三条第一項の許可を受けていること。

(ロ) 業務の内容に応じた建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていること。

(四) 既存建築物等撤去業務を担当する者

(1) 業務の内容に応じた建設業法第三条第一項の許可を受けていること。

(2) 業務の内容に応じた建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていること。

(五) 大規模修繕業務を担当する者

(1) 業務の内容に応じた建設業法第三条第一項の許可を受けていること。

(2) 業務の内容に応じた建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていること。

(六) その他「宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に該当しない業務を担当する

者

当該業務を実施するに当たり必要な法令上の許可、登録等を有していること。

二 申請に必要な書類

1 一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

参加を希望する業務に関し資格を有することを証するもの等の写し

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語とする。

四 受付期間

平成二十年四月二十五日から平成二十年六月三十日まで。ただし、宮城県の休日定める条例

（平成元年宮城県条例第十号）第一条に規定する日（以下「休日」という。）を除く。

五 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

六 申請用紙（指定様式）の配布期間

平成二十年四月二十五日から平成二十年六月三十日まで（休日を除く。）

七 申請用紙の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部消防課消防班

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、一般競争入札（特定調達契約）

参加資格承認者名簿に記載する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部消防課消防班（電話〇二二・二二一・二三七三）

〇宮城県告示第四百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 大輪の郷松島

一 代表者の氏名 赤間 愛子

二 主たる事務所の所在地 宮城県松島町桜渡戸字久ノ下五番地九十一

三 定款に記載された目的 この法人は、主に認知症高齢者、知的障害者並びに精神障害者及び要

介護者に対して、グループホームケア、いわゆるリビングケアを研究し、脱施設的で人々が営むべき家庭的な環境でのケアをテーマに介護の必要な認知症高齢者、知的障害者並びに精神障害者の支援、社会参加と高齢化社会の諸問題に取り組み、地域で支えあつ住民参加型の認知症高齢者グループホーム等の各種介護サービスを提供し、福祉の増進を図り、不特定かつ多数のものの利益及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年四月三日

宮城県告示第四百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 行政システム効率化支援機構

一 代表者の氏名 遊佐 敏明

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区国分町三丁目十一番三十一・九〇三号

三 定款に記載された目的 この法人は、国や地方公共団体等の公的機関及び、行政に係わる個人

や企業に対して、IT関連技術の提供及び助言、講師の派遣、広報、その他の補完業務を通じて、行政活動が効率的に行えるよう支援するとともに、行政事務の効率化に役立つシステムの構築を支援する事業を行い、行政運営におけるコストの縮減と住民サービスの向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年四月七日

〇宮城県告示第四百九十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第百十三条の二第三項の規定により公告する。）

平成二十年四月二十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
大倉	基幹水利施設補修事業	平成十八年六月十四日

○宮城県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
石巻市雄勝町水浜字向七四の一、七四の二、七四の三（次の図に示す部分に限る）、七四の四、七四の五、七四の七、七四の八（次の図に示す部分に限る）、字水浜一七五の一から一七五の四まで、一七五の五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向七四の三・七四の五・七四の七・七四の八・字水浜一七五の一・一七五の五（以上六筆）
について次の図に示す部分に限る。（
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び石巻市役所（農林課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
大崎市鳴子温泉鬼首字小向原九の二

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
加美郡加美町北川内字小川入の一五
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場（農林課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

亘理郡山元町浅生原字上大沢五、六、六の一から六の一五まで、八の一から八の七まで、九の一から九の六まで、一五の一、一六の三、一六の五、一七の一、一七の三、一七の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上大沢六の三（次の図に示す部分に限る。）、六の二、六の一四・六の一五・八の二・八の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八の四、八の五、八の六・八の七・九の五・九の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び山元町役場（産業振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市田尻一八二の一、一八二の五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所（農林課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）並びに廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託内容	委託期間	委託の相手方
塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	塩竈市

石巻漁港及び渡波漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	石巻市
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	気仙沼市
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	女川町
志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	南三陸町
閉上漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	名取市閉上四丁目十四番九号 宮城県漁業協同組合 閉上支所
荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	巨理郡巨理町荒浜字築港通り二十五番地 宮城県漁業協同組合 巨理支所
気仙沼漁港における廃油処理施設の使用料の徴収	平成二十年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで	気仙沼市潮見町二百五十一番地 特定非営利活動法人 気仙沼清港会

○宮城県告示第五百一号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十年四月二十五日

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十年四月十八日
- 二 商号又は名称等
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
大紀建設株式会社 本田 昭	石巻市築山四丁目三、六十五	般、十七号 第五百三十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とひ、二十工事業 タイル・れんが、ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装工事業 内装工事業	平成二十年 三月二十五日
株式会社松木工 松木 嘉津	大崎市三本木南谷地字 要害二百八十八、一	般、十九号 第三千九百五十六号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十年 三月二十八日
阿部忠建築 阿部 忠敏	石巻市三和町一、八	般、十九号 第七千九百五十六号	全部廃業 大工工事業	平成二十年 三月十八日
株式会社サカエ 秋山 勝郎	仙台市太白区郡山五丁目十四、十八	般、十八号 第七千三百九十四号	一部廃業 特定建設業 管工事業 水道施設工事業	平成二十年 三月二十五日
有限会社礎建設 伊藤 竹治	仙台市青葉区荒巻本沢 二丁目二、二十七	般、十九号 第七千六百九十四号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが、ブロック工事業 内装工事業	平成二十年 四月二日
有限会社南陽電 水野 鐵男	仙台市宮城野区東仙台 二丁目一、三十八	般、十九号 第七千六百九十七号	全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十年 三月二十七日
石巻製業協同 組合 忠	石巻市穀町十五、八	般、十七号 第八千十五号	全部廃業 一般建設業 内装工事業	平成二十年 三月二十七日
日新道路工業株 式会社 松井 展子	仙台市太白区四郎丸字 昭和裏四十七	般、十八号 第八千七百七十九号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とひ、二十工事業 塗装工事業	平成二十年 四月三日
有限会社バン共 設工業 高松 洋子	仙台市青葉区桜ヶ丘四 丁目十九、二十二	般、十九号 第一万二千五百六十八号	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十年 三月二十七日
総武興産株式会 社 武山 浩	石巻市相野谷字六本木 二十八	般、十八号 第七千五百三十四号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 四月二日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

株式会社小林管 工啓孝 株式会社協和工 ンタープライズ 高橋 智子	宮城県七ヶ浜町遠山五 ・五・十七 仙台市泉区松森字鹿島 十五・十四	般・十五 第一万五千 百十五号	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十年 三月三十一日
株式会社大森電 氣 宏	気仙沼市田谷六・三十	般・十五 第一万五千 九十七号	全部廃業 一般建設業 電気工事業 消防施設工事業	平成二十年 三月二十六日
エスケイホーム 株式会社 佐藤 勝彦	栗原市築館高田一丁目 六・四十三	般・十六 第一万六千 二百九十六号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが ・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十年 三月三十一日
株式会社道路 テック 伊藤 栄亮	仙台市宮城野区岩切字 高江十七・一	般・十五 第一万六千 九百八十六号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とひ・十工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業	平成二十年 四月一日
青葉クリエイト 株式会社 大谷 強	仙台市青葉区一番町三 丁目一・一	般・十六 第一万七千 百八十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とひ・十工事業 ほ装工事業	平成二十年 三月三十一日
株式会社プロタ クト工業 小畑 博幸	宮城県利府町加瀬字男 鹿島台二十七・一	般・十九 第一万七千 八百九十一号	一部廃業 一般建設業 建築工事業 屋根工事業 タイル・れんが ・ ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十年 三月二十七日

○宮城県告示第五百二一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二八四号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
気仙沼市前木八〇番一地先から 同市名木沢一番一地先まで	九・五 四七・〇	十一・〇 五二・〇		五九五・五

○宮城県告示第五百三三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、昭和三十九年宮城県告示第百二十八号で指定した松島港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 変更年月日
平成二十年四月二十五日
- 二 変更後の区域
- 1 地域の表示
基点一から基点九まで順次に結んだ線、基点十から基点十四まで順次に結んだ線、基点一と基点十四を結んだ線及び基点九から水際線に沿って基点十を結んだ線により囲まれた区域
- 2 基点の表示
基点一 宮城県松島町松島字仙随内の海岸保全区域基準点北緯三八度二分二秒二八八九、東経一四一度四分五秒八八八四 から六七度〇分二四・〇メートルの地点
基点二 基点一から二八七度〇分一五五・〇メートルの地点

基点三 基点二から二六七度〇分二二〇・〇メートルの地点
 基点四 基点二から二四四度三〇分三〇〇・〇メートルの地点
 基点五 基点四から一九二度三〇分二四〇・〇メートルの地点
 基点六 基点五から一五七度三〇分一一八・〇メートルの地点
 基点七 基点六から一八二度三〇分四九一・〇メートルの地点
 基点八 基点七から一四八度〇分一五五・〇メートルの地点
 基点九 基点八から五八度〇分三九・〇メートルの地点
 基点十 基点十一から一二〇度三〇分三二・〇メートルの地点
 基点十一 基点十二から三〇度三〇分一四三・〇メートルの地点
 基点十二 基点十三から三〇〇度三〇分四一・〇メートルの地点
 基点十三 基点十四から三〇〇度三〇分九五・〇メートルの地点
 基点十四 基点一から五五度〇分一四六・〇メートルの地点

○宮城県告示第五百四号
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、昭和四十年宮城県告示第四百九十九号の二で指定した仙台塩釜港桂島地区港湾隣接地域（塩竈市浦戸石浜字山神、梅ヶ浜及び桂島字台地内）を次のとおり変更する。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更年月日
 平成二十年四月二十五日

二 変更後の区域

1 地域の表示

基点一、同二、同三、同四、同五、同六、補助点一及び基点七を順次に結んだ線、基点一と基点八を結んだ線並びに基点七から水際線に沿って基点八を結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 塩竈市浦戸桂島字庵寺九十五内三等三角点（北緯三八度二〇分〇八秒三四三三、東経一四一度〇五分三一秒九八四二）から七五度〇分二二・三六・〇メートルの地点
 基点二 基点一から一四一度〇分七一・〇メートルの地点
 基点三 基点二から一二八度〇分六五・〇メートルの地点
 基点四 基点三から一二三四度〇分一三二・〇メートルの地点
 基点五 基点四から一〇五度〇分四五・〇メートルの地点

基点六 基点五から八九度〇分五五・〇メートルの地点
 補助点一 基点六から三四五度〇分五九・〇メートルの地点
 基点七 補助点一から二七〇度〇分三・五メートルの地点
 基点八 基点一から五一度〇分三二・〇メートルの地点

○宮城県告示第五百五号
 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	名取西支店 増田支店	名取市大手町四丁目九番二号 名取市増田二丁目二番七号	を
	名取西支店 杜せきのし た支店 増田支店	名取市大手町四丁目九番二号 名取市増田字柳田五百九十番地（七街区四画地） 名取市増田二丁目二番七号	に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月二十五日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同年四月二十三日から適用する。

○宮城県告示第五百六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年四月二十五日

宮城県大河原地方振興事務所
 所 長 土 井 敏

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事を完了年月日

川崎町	垣の内	基盤整備促進事業	平成十九年十二月二十一日
村田町	笠谷	基盤整備促進事業	平成二十年三月三十一日
角田隈東土地改良区	粒ヶ尻	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進事業)	平成二十年三月十九日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量 宮城県税務総合管理システム稼働用機材賃貸借契約 一式
- 2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成二十年八月一日から平成二十六年一月三十一日まで
- 4 借入場所 宮城県総務部税務課内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から落札者決定の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

7 当該調達物品に類似するものを相当数納入した実績を有する者であること。

8 当該調達物品に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記載の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三三)へ平成二十年五月十三日(火)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部税務課 システム管理班(電話 〇二二・二一一・三三三三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十年五月二十日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十年五月十三日(火)まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十年六月十日(火)午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時まで配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の場所及び日時までとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年六月十一日(水)午前十時(開場午前九時四十五分)

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十一階 税務課分室
入札に参加することができない者

四

- 1 一に定める資格を有しない者及び三の審査により資格を有しないとされた者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。
- 10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Lease contract of equipment for operating Miyagi Prefecture's taxation general management system (1 set)
- 2 Lease Period : August 1, 2008 to January 31, 2014
- 3 Place of Delivery : Taxation Division, General Affairs Division, Miyagi Prefectural Government and other locations.
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, June 11, 2008, 10 : 00 a. m.
- 5 Contact : System Monitoring Section, Taxation Division, General Affairs Department,

Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.
Tel : 022-211-2328

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十年度税務総合管理システム運用管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十年三月十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都

江東区豊洲三丁目三番二号

五 契約金額 三千八百八十八千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。
平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 事業名称 宮城県消防学校移転整備事業
- 2 事業場所 仙台市宮城野区幸町四丁目七番一号
- 3 事業内容 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「PFI法」という。）に基づく特定事業（以下「PFI事業」という。）として、宮城県消防学校の以下の業務を実施する。
 - (一) 施設整備業務
 - (二) 既存じゅう器備品移転業務
 - (三) 維持管理業務
 - (四) 食堂等運営業務

(五) 大規模修繕業務

4 事業期間 契約締結日から平成四十三年三月三十一日まで

5 予定価格 三、五九八、六四九、〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を除く。)

6 入札方式 総合評価一般競争入札

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成については、以下のとおりとする。

(一) 入札参加者は、単独の企業(以下、「入札参加企業」という。)(又は複数の企業によって構成されるグループ(以下、「入札参加グループ」という。))とする。入札参加グループは、入札参加グループの代表企業(以下、「代表企業」という。))を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)(又は協力企業(以下、「協力企業」という。))とする。

(二) 入札参加企業又は入札参加グループの代表企業、構成企業若しくは協力企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を準協力企業(以下、「準協力企業」という。))として、参加表明書においてその業務を担当するものを明記すること。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。

(三) 入札参加企業又は代表企業及びすべての構成企業は、本事業を遂行するため、落札者が会社法(平成十七年法律第八十六号)に定める株式会社として本事業を実施するために設置する特別目的会社(以下、「SPC」という。))に出資するものとし、SPCは原則として宮城県内に設置するものとする。また、入札参加企業又は代表企業は、全事業期間において出資者中最大の出資割合を有するものとする。

(四) 入札参加企業又は代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の五十パーセント未満とする。また、出資者の名称を入札時に明らかにすること。

(五) 入札参加者はそのすべての企業の担当業務(施設整備(設計、工事監理及び建設)、既存じゅう器備品移転、維持管理、食堂等運営及び大規模修繕)を明らかにすること。また、設計業務、工事監理業務、建設業務、既存じゅう器備品移転業務、維持管理業務、食堂等運営業務及び大規模修繕業務は、それぞれの業務を同一の者が行えるものとし、それぞれの業務を複数の者が別に行うことも可能とする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務又は大規模修繕業務を実施することはできないものとする。

(六) 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の百分の五十を超える株

式を有する者又はその出資の総額の百分の五十を超える出資をしている者を行い、人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(七) 入札参加企業、代表企業、構成企業、協力企業及び準協力企業のうち、SPCから業務を請け負う企業は、事前に県の承諾が得られた場合には、当該業務について、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。

(八) 入札参加者の入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業は、他の提案を行う入札参加者の入札参加企業、代表企業、構成企業又は協力企業として参加してはいけないこと。ただし、準協力企業については、他の入札参加者の準協力企業となることは可能である。

2 企業の参加資格要件

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画取消し決定を受けていない場合、又は再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取消し決定を受けていない場合を除く。

(三) 会社法第五百十一条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であり、かつ、破産法(平成十六年法律第七十五号)第十八条又は第十九条による破産の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者であること。

(四) 入札参加時及び事業契約締結日までに、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程(平成十三年宮城県告示第七百二十七号)、建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程(昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号)及び物品調達等に係る競争入札の参加資格に関する規程(平成九年宮城県告示第千二百七十五号)に基づく資格制限(指名停止)を受けている期間中の者及び参加資格の取消しを受けている者でないこと。

(五) 入札書類の受付日までに、「宮城県一般競争入札(特定調達契約)参加資格」の登録を受けている者であること。

3 業務を担当する者の資格等要件

(一) 設計業務を担当する者

(1) 設計業務について、「宮城県一般競争入札(特定調達契約)参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

(2) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(3) 次のイからハの要件を満たす設計業務の技術上の管理及び総括を行う管理技術者を専任で配置できること。

イ 設計企業と直接的かつ恒常的に三ヶ月以上の雇用関係があること。

ロ 建築士法第五条に基づく一級建築士の免許の登録を行っていること。

ハ 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上かつ、六階以上の規模の消防学校、警察学校等の教育訓練施設、学校、共同住宅又は事務所（倉庫、車庫、工場及び仮設事務所など簡易なものを除く。以下「消防学校等」という。）の設計を行った実績を有すること。ただし、当該消防学校等は、完成したもの又は

工事中であるものに限る。

(二) 工事監理業務を担当する者に必要な資格

(1) 工事監理業務について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

(2) 建築士法第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(3) 次のイからハの要件を満たす建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条の第四第一項に規定する工事監理者を専任で配置できること。

イ 監理企業と直接的かつ恒常的に三ヶ月以上の雇用関係があること。

ロ 建築士法第五条に基づく一級建築士の免許の登録を行っていること。

ハ 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に完成した延床面積三千平方メートル以上、かつ、六階以上の規模の消防学校等の建築一式工事について工事監理を行った実績を有すること。

(三) 建設業務を担当する者に必要な資格

(1) 建築一式工事を担当する者

イ 建築一式工事について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

ロ 建築一式工事について、入札参加表明書受付締切日において直近の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、九百五十点以上であること。

ハ 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上かつ、六階以上の規模の消防学校等の建築一式工事について、完成した実績を有すること。

当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。二次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

イ 建築一式工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。

ロ 八に掲げる消防学校等の建築一式工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。

ハ 建設業法第二十七条の十八の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

ホ 入札公告時点においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者であること。

(2) 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち電気工事（以下「電気工事」という。）のみを担当する者

イ 電気工事について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

ロ 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上、かつ、六階以上の規模の消防学校等の電気工事について、完成した実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。八次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

イ 電気工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。

ロ 八に掲げる消防学校等の電気工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。

ハ 建設業法第二十七条の十八の規定による監理技術者資格者証を有する者で、入札書類

の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

二 入札公告時点においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者であること。

(3) 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事（以下「管工事」という。）のみを担当する者

イ 管工事について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

ロ 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上かつ、六階以上の規模の消防学校等の管工事について、完成した実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。

ハ 次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

(イ) 管工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。

(ロ) ロに掲げる消防学校等の管工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。

(ハ) 建設業法第二十七条の十八の規定による監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

二 入札公告時点においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者であること。

(四) 既存建築物等撤去業務を担当する者に必要な資格

(1) 土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

(2) 既存建築物等撤去業務を担当する企業（以下「撤去企業」という。）は、建設業法第三条第一項の規定により、土工事業、建築土工事業又はとび・土工・コンクリート工業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(五) 既存じゅう器備品移転業務を担当する者に必要な資格 「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

(六) 維持管理業務を担当する者に必要な資格

(1) 「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

(2) 複数の維持管理企業で業務を分担する場合は、それぞれの担当企業が(1)の要件を満たしていること。

(七) 食堂等運営業務を担当する者に必要な資格

(1) 「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

(2) 複数の食堂等運営企業で業務を分担する場合は、それぞれの担当企業が(1)の要件を満たしていること。

(八) 大規模修繕業務を担当する者に必要な資格

(1) 大規模修繕業務について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札書類の受付日までに受けていること。

(2) 大規模修繕企業は、実施する大規模修繕業務に必要な建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

4 入札参加者の制限

(一) 入札参加者は、「宮城県民間資金等活用事業検討委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(二) 入札参加者は、本事業について、アドバイザー業務を委託する企業及び当該企業と当該アドバイザー業務において提携関係にある企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に關与している者は以下のとおりである。

(1) 株式会社建設技術研究所

(2) シリウス総合法律事務所

(3) 日立建設設計株式会社

5 入札参加資格要件の確認 参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加企業又は代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に入札参加企業又は代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しない場合がある。

入札参加企業又は代表企業の変更は認めないが、構成企業、協力企業及び準協力企業については、資格・能力上支障がないと県が判断する場合には、変更可能とする。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者 千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎五階) 宮城県総務部消防課消防班(担当 川合 電話 〇三三・二二一・三三七三 Eメール syobous@pref.miyagi.jp)

2 入札説明書等の公表 平成二十年四月二十五日より宮城県総務部消防課ホームページ(URL <http://www.pref.miyagi.jp/syoubou/>)に掲載する。

3 入札説明会及び現地見学会

(一) 入札説明会

(1) 日時 平成二十年五月十二日午前十時から午前十一時三十分まで

(2) 場所 宮城県行政庁舎二階第二入札室

(二) 既存消防学校見学会

(1) 日時 平成二十年五月十二日午後一時から午後二時まで

(2) 場所 宮城県消防学校

(三) 事業用地見学会

(1) 日時 平成二十年五月十二日午後一時十五分から午後三時まで

(2) 場所 旧宮城県総合衛生学院

(四) 類似施設見学会

(1) 日時 平成二十年五月十三日午前十時から午前十一時まで

(2) 場所 登米市消防本部

(五) 類似施設見学会

(1) 日時 平成二十年五月十三日午後一時から午後四時まで

(2) 場所 福島県消防学校

(六) 申込期限 平成二十年五月九日正午まで

(七) 申込方法 入札説明会、現地見学会参加申込書に企業名参加者名等を記載の上、申込期限までに、三の1までEメールにより申し込むこと。

4 入札参加資格審査書類の受付

(一) 受付期間 平成二十年七月十六日から平成二十年七月二十二日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く毎日の午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後四時まで。

(一) 提出先 三の1の場所

(二) 提出方法 提出先に提出すること。ただし、郵送による場合は、平成二十年七月十八日に配達を指定するとともに書留郵便等により配達記録が残る方法によること。

5 入札参加資格の結果通知 入札参加資格審査書類を提出した入札参加者の代表企業に対して、入札参加資格の審査結果を平成二十年七月下旬に書面により通知する。

6 入札書類の受付

(一) 受付期間 平成二十年十月十六日の午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後二時まで

(二) 提出先 三の1の場所

(三) 提出方法 提出先に提出すること。ただし、郵送による場合は、平成二十年十月十五日に配達を指定するとともに書留郵便等により配達記録が残る方法によること。

7 入札の手順

(一) 提出された入札書類がすべてそろっていることを確認し、そろっていない場合は失格とする。

(二) 開札

(1) 日時 平成二十年十月十六日午後四時

(2) 場所 宮城県行政庁舎五階「危機管理センター」

(三) 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十の二第一項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

(四) 審査は、落札者決定基準に従い、宮城県民間資金等活用事業検討委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

四 入札書類の審査

1 宮城県民間資金等活用事業検討委員会 落札者の決定に当たっては、学識経験者等で構成する宮城県民間資金等活用事業検討委員会(以下、「検討委員会」といふ。)において、「2 審査方法」により審査を行う。

2 審査方法 審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。入札参加資格審査の結果、入札参加を認められた者から提出された入札書類について、提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、県が落札者を決定する。

3 審査項目

(一) 資格審査

- (二) 事業提案審査
- 4 落札者の決定 県は入札書類審査の結果に基づいて検討委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数あるときは、性能評価点が最も高い者を落札者とする。
 - 5 審査結果の通知及び公表 入札参加企業又は入札参加グループの代表企業に審査結果を速やかに通知するとともに、十二月下旬(予定)までに公表する予定である。
 - 五 その他
 - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則第九十七条から第九十九条による。
 - 3 契約保証金 財務規則第百十三条から第百十五条による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書等において示した条件等に違反した入札は、無効とする。
 - 5 入札書類等は返却しない。
 - 6 契約書の作成の要否 要
 - 7 この入札に係る調達案件について、PFI法第九条に規定する議会の議決を得ることができなかったときは、仮契約の定めにより契約は無効とする。
 - 8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Subject matter of the contract
PFI-based design, construction, maintenance, large-scale repairs to the building and operation of a cafeteria of the Miyagi Fire Academy. (BTO scheme)
- 2 The deadline for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
Demolition of the existing buildings of Miyagi Prefecture Hygiene Institute.
From 16th (Wed) of July, 2008 to 22nd (Tue) of July, 2008.
(The reception desk will be open from 9 : 00 to 12 : 00 and from 13 : 00 to 16 : 00 (The desk will be closed at 14 : 00 on 22nd (Tue) of July). Submission is accepted only by hand.)
- 3 The deadline for the submission of tender documents
1) Direct applications should be made from 9 : 00 to 12 : 00 and 13 : 00 to 14 : 00 on 16th (Thu) of October, 2008.

2) In the case of application by mail, the tender document should arrive by 15th (Wed) of October, 2008.

4 General contact

Fire Defense Division of Miyagi Prefecture
Address : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, JAPAN (ZIP Code : 980-8570)
Tel: (022) 211-2373
E-mail : syobous@pref.miyagi.jp

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 テレビ会議システム貸借業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十年七月一日から平成二十六年六月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県庁舎内原子力安全対策室(仙台市青葉区本町三丁目八番一号地内)ほか二か所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 当該業務に類似する業務を相当数履行した実績を有すること。
- 5 アフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていること。
- 6 入札に参加を希望する者は、4及び5に掲げる事項を証する書類を平成二十年五月二十二日午後五時十五分までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 7 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加資格登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号)電話〇二

二・二二一・三三三三三三)へ平成二十年五月十五日までに提出する。)

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先 千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県環境生活部原子力安全対策室安全対策班(担当 中澤 宏光 電話〇二二-二二一-二六〇七)

2 入札書の提出期限 平成二十年六月二日午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)ただし、持参による場合は、3の開札の日時までとする。

3 開札の日時及び場所 平成二十年六月五日午後二時 宮城県庁行政舎十三階環境生活部会議室 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条 第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した義務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item(s) and Service(s) to be procured : Lease of television conference system (1set) ; replacement of old system with new system and management of new system.
- 2 Period of contract : July 1, 2008 to June 30, 2014
- 3 Deadline for Bid : June 2, 2008, 5 : 15 p.m
- 4 Contact Person : Hiromitsu Nakazawa, Nuclear Energy Safety Policy Division, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2607

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例(平成十一年宮城県条例第二十七号)以下「条例」とし、第二十一条の規定により、平成十九年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。平成二十年四月二十五日 宮城県議会議長 橋 長 偉

平成19年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による公文書の開示の請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

取 付 件 数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非 開 示	存 否 応 答 拒 否	文 書 存 在	取 下 げ 処 理 中
14	10	4	0	0	0	0

(注)「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 異議申立ての状況

条例第6条の規定による決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき異議申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

異議申立て件数	処 理 状 況		
	決 定	取 下 げ 審 理 中	そ の 他
	決 却	認 容	一部認容

0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

(注)「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。
 (2) 件名及び処理状況

異議申立て年月日	件	処	処理状況
	なし		

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第九号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表中

宮城県指導力不足等教員審査委員会	指導力不足等教員審査委員会（平成十七年宮城県条例第九号）第一条の規定による児童又は生徒に適切な指導ができない教員の取扱いに関する審議に関すること。	教職員
------------------	---	-----

を

宮城県教育振興審議会

宮城県教育振興審議会条例（平成二十年宮城県条例第三号）第一条の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項の調査審議に関すること。

教育企画室

県立高等学校将来構想審議会

県立高等学校将来構想審議会条例（平成二十年宮城県条例第四号）第一条の規定による県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。

に改める。

宮城県指導力不足等教員審査委員会	指導力不足等教員審査委員会（平成十七年宮城県条例第九号）第一条の規定による児童又は生徒に適切な指導ができない教員の取扱いに関する審議に関すること。	教職員
------------------	---	-----

附則

この規則は、公布の日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第八号中

大河原教育管内 北沢教育管内 三好教育管内 三好南教育管内 三好西教育管内 三好東教育管内 三好北教育管内 三好南教育管内 三好西教育管内 三好東教育管内 三好北教育管内	三好教育管内 三好南教育管内 三好西教育管内 三好東教育管内 三好北教育管内	大河原教育管内 北沢教育管内 三好教育管内 三好南教育管内 三好西教育管内 三好東教育管内 三好北教育管内
---	--	---

を

大河原教育管内 北沢教育管内 三好教育管内 三好南教育管内 三好西教育管内 三好東教育管内 三好北教育管内	三好教育管内 三好南教育管内 三好西教育管内 三好東教育管内 三好北教育管内	大河原教育管内 北沢教育管内 三好教育管内 三好南教育管内 三好西教育管内 三好東教育管内 三好北教育管内
---	--	---

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十一号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号中「鉄道」の下に「全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する」を加え、「新幹線鉄道を除く」を「新幹線鉄道（以下単に「新幹線鉄道」という。）を除く」に改め、「所屬長」の下に「本庁にあつては所屬の課長（室長を含む。）地方機関及び教育機関にあつては当該機関の長、市町村立学校にあつては当該学校を所管する教育事務所及び地域事務所の所長をいう。以下同じ。」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「から第三号までのいずれか」を「又は第二号」に改める。
第六条第一項第二号中「第四条第一項第二号から第四号」を「第四条第一項第一号から第三号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発表する旅行及び施行日前に発表し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成十九年四月八日執行の宮城県議会議員一般選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があつたので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十年四月二十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年4月8日執行 宮城県議会議員一般選挙（太白選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6856200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐々木 幸 士	所属党派	自由民主党	期間	5月2日から 第2回分 5月28日まで
出納責任者氏名	梅 宮 隆 志				

収 入

主たる寄附
（氏名・団体名） （職 業） （寄附額）
- 円

支 出

人件費	- 円
選挙事務所費	-
集合会場費	-
通信費	8,772
交通費	-
印刷費	-
広告費	-
文具費	-
雑費	674,186

その他の寄附 - 件

その他の収入 -

今回計	3,400,000	今回計	682,958
前回計	3,400,000	前回計	2,451,208
総計	3,400,000	総計	3,134,166

報告書受理年月日	平成20年3月28日	第2回報告分
----------	------------	--------

人事委員会

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十六・三十一

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員との給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城大学の項中

大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授、講師及び助教

—

を

(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授、講師及び助教（博士課程の後期三年の課程の授業を担当する職員に限る。）	二
(2) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授、講師及び助教（(1)に掲げる職員を除く。）	—

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年五月一日から施行する。

人事委員会規則七・十七（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十七・十七

人事委員会規則七・十七（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員との給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十七（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中（給与条例第九条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が行つておつては、一万二千円）を削る。

附 則

この規則は、平成二十年五月一日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第87号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人鈴木友隆から監査の依頼に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別用のおおひ公表する。

平成20年4月25日

宮城県監査委員	嶋	山	和	純
宮城県監査委員	袋	遊	佐	正
宮城県監査委員	谷	地	勘	左衛門
宮城県監査委員	涼	子		

正 誤

○宮城県公報第一九四九号（平成二十年四月十一日付け）中

ページ 段 行	正	誤
一四 上 前	「中島もとはる政策研究会 政治団体 1,200,000円 中島もとはる政策研究会 政治団体 2,000,000円」	「中島もとはる政策研究会 政治団体 1,200,000円 中島もとはる政策研究会 政治団体 1,000,000円」

○宮城県公報第一九五二号（平成二十年四月十八日付け）中

ページ 段 行	正	誤
四 上 一〇	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県管加々巻地区土	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県管加々巻地区土